

令和元年8月21日  
内閣府  
公益法人行政担当室  
公益認定等委員会事務局

「公益認定等総合情報システム」によって閲覧請求をした場合に  
一部個人情報提供されていたことについてのお詫び

令和元年6月25日に公表しましたとおり、公益認定等総合情報システムによって閲覧請求をした場合において、一部法人に関し、住所が掲載された役員等名簿について提供可能な状態になっていました。関係する法人の皆様には、重ねてお詫び申し上げます。

また、本システムを御利用の皆様におかれましても、閲覧請求機能の停止により御不便をおかけしてしまいお詫び申し上げます次第です。

御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

【経緯】

本年6月21日、本事案の判明を受け、直ちに閲覧請求機能を停止しました。その後、関係の65法人に対して、事案の説明とお詫びの連絡をしました。また、閲覧請求者51名に対して、お詫びの連絡をするとともに、当該データを保存している場合には削除していただくよう依頼しました。

【原因】

昨年度本システムの更改を行った際にシステムの設定を誤り、公益法人の「事業報告等の提出」に係る閲覧請求の対象文書として、住所を除いた役員等名簿を指定すべきところ、住所が掲載された役員等名簿を指定してしまいました。そして、そのまま本システムを運用フェイズに移行していました。

【システムについて講じた措置と再発防止策】

システムの設定を修正し、住所が掲載された役員等名簿は提供されないことを確認できたことから、閲覧請求機能を再開します。

今後、システムの更改・改修を行うに当たり、個人情報など秘匿性が高い情報を取り扱う機能については、第三者の視点を入れた検査を行うなど、受入テストを強化し、再発防止に努めます。